

請 願

平成26年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第1号	26. 2. 20	「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願	須賀川市	大倉雅志	1~3
			須賀川地方平和フォーラム 代表 本多賢二		
請願第2号	26. 2. 20	国営母畑地区総合農地開発事業償還金に関する意見書の提出を求める請願	須賀川市	塩田邦平	4~7
			国営母畑地区総合農地開発事業償還金の軽減を求める会 代表者 若松正一		
請願第3号	26. 2. 20	不安定雇用の是正を求める意見書提出の請願について	須賀川市	水野敏夫	8~10
			日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合会 議長 鈴木重一		
請願第4号	26. 2. 20	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	須賀川市	水野敏夫	11~14
			日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合会 議長 鈴木重一		

## 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

平成26年2月20日

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

請願者 須賀川市 [REDACTED]  
須賀川地方平和フォーラム代表 本多賢二  
紹介議員

大倉雅志



### 【請願趣旨】

安倍政権は「特定秘密保護法案」を衆参両院で強行採決し、12月6日に「成立」した。しかし、反対する国内外の世論に背を向け、十分な審議時間も確保せず数の力で押し切った政府の姿勢は、民主主義を破壊する暴挙であり断じて認められない。国民の「知る権利」を奪い、表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限するものである。

特定秘密の定義が極めて曖昧であり、秘密の範囲が際限なく拡大する。また秘密を取得した者や漏えいを教唆したもの、漏えいや取得を共謀、扇動する事も処罰対象となり、処罰範囲が歯止めなく広がること、どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされる事、最高懲役10年という厳罰化により公務員が記者との接触を過度に避け、国民の「知る権利」が侵害されること、特定秘密取り扱いの「適正評価」のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者等の詳細な個人情報調査が可能となり著しいプライバシー侵害がされること、国会への特定秘密を提供も行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国家議員も処罰の対象となり、国政調査権が制限されるなど、問題点ばかりである。

衆院修正協議では、恣意的な秘密の範囲拡大性は是正されず、秘密指定期間が「最長60年」となり政府原案よりも大幅に後退した。

さらに安倍政権は法案成立の直後に新たな機関として「保全監視委員会」「情報保全監察室」「情報保全諮問会議」「独立公文書管理監」を設置する事を表明した。しかし、内閣官房に置く「保全監視委員会」と内閣府の「情報保全監察室」の機能の詳細は定まらず、独立性の担保もない。いずれの組織も特定秘密指定の恣意性を排除できない。

政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法には、民主主義の基本理念が根本的に欠落している。

したがって、「特定秘密保護法」を廃止するよう強く求める。

### 【請願事項】

- 1、 特定秘密保護法を廃止すること



## 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

安倍政権は「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法案）」を衆参両院で強行採決し、同法は12月6日に「成立」した。しかし、映画監督や俳優、ノーベル賞受賞学者など、制定に強く反対する国内外の世論に背を向け、十分な審議時間も確保せず数の力で押し切った政府与党の姿勢は、民主主義を破壊する暴挙であり断じて認められない。同法は国民の「知る権利」や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、今回の強引な制定は将来に重大な禍根を残すものである。

同法は、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で、恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高い。また秘密を取得したものや漏えいを教唆したもの、漏えいや取得を共謀、扇動する事も処罰対象となり、処罰範囲が歯止めなく広がること、どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされること、最高懲役10年という厳罰化により公務員が記者との接触を過度に避け、国民の「知る権利」が侵害されること、特定秘密取り扱いの「適正評価」のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者等の詳細な個人情報調査が可能となり著しいプライバシー侵害の危険があること、国会へ特定秘密を提供も行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国家議員も処罰の対象となり、国政調査権が制限されるなど、懸念される点は数多い。

衆議院における審議の過程で修正がなされた。しかし、何が特定秘密に当たるかを列記した別表について「その他」の文言を三箇所削除したものの、恣意的な秘密の範囲拡大の懸念は何ら是正されていない上、秘密指定期間が「最長60年」とされ政府原案よりも大幅に後退している。また首相に「第三者機動的観点」からの関与を求め、秘密基準の統一基準を首相自身が作成し、指定や解除に対し説明・改善を閣僚に指示できるとしたが、内閣の長である首相の関与を「第三者的」と規定すること自体、全く筋が通っておらず、国民の不安は一向に払拭されていない。

さらに安倍政権は法案成立の直後に新たな機関として「保全監視委員会」「情報保全監察室」「情報保全諮問会議」「独立公文書管理監」を設置する事を表明した。しかし、内閣官房に置く「保全監視委員会」と内閣府の「情報保全監察室」の役割の違いは判然とせず、両者とも身内である官僚で固め政府からの独立性や客観性の担保もなく、チェック機能は全く期待できないなど、いずれの組織も特定秘密指定の恣意性を排除しえるのか大いに疑問だと言わざるを得ない。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も公正に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべ

き財産であることが大前提である。特定秘密保護法には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない現状では到底施行すべき状況にはないと考える。

よって、福島県須賀川市議会は、国会及び政府に対し「特定秘密の保護に関する法(特定秘密保護法)」を廃止するよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2014 年 月 日

福島県須賀川市議会  
議長

衆議院議員	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
特定秘密保護法担当大臣	森	雅子	様

# 国営母畑地区総合農地開発事業償還金に関する意見書の提出を求める請願

平成26年2月20日

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

請願者

住 所 須賀川市 [REDACTED]  
団 体 名 国営母畑地区総合農地開発  
事業償還金の軽減を求める会  
代 表 者 若松 正一

紹介議員

塩田邦平

## 【請願の趣旨】

国営母畑地区総合農地開発事業は、昭和42年事業に着手し、平成9年に工事の完成を見たところであります。

この30余年という長きにわたる工期は、受益農家の事業参加意欲の減退をもたらすとともに、農業従事者の高齢化を招き、工事完成後の農業生産活動に大きな支障をきたしております。

また、本事業の受益面積は、昭和51年度の第1回計画変更、その後の第2回の計画変更においても大幅な変更が行われております。

特に、第1回の計画変更は、国の米の需給見通しの誤り、米政策の転換による開田抑制に起因するもの、第2回の計画変更は、工期の大幅な遅れが大きな要因であると言われております。受益面積の変更と開田抑制に伴う作付け対象作物に係る事業計画の変更は、その大部分が国の責任によるものであり、これらが、受益農家の営農計画及び収支計画に大きな影響を与えたことは否めない事実であります。

工期が大幅に延長となったことから、その間の社会経済情勢の変化に伴い、当地域の開田抑制後の畑作の中心として期待された養蚕、葉たばこ生産が衰退し、農業収入は大幅な減収となりました。それに加え、就業構造の変化、農産物価格の下落、農業後継者不足等の影響を受け、当初の計画通りの営農計画及び収支計画に基づく償還が難しくなっております。

また、近年実施されているほ場整備事業は、国が示す様々な事業に取り組むことにより、受益者負担が抑制される措置がとられ、実質的な受益者負担が大幅に軽減されることから



それらの事業と比較した場合の不公平感も大きくなってきております。

さらには、一昨年は、東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われるとともに、東京電力第一原子力発電所の事故による放射能汚染に起因する農産物の風評被害が当地域の農業生産活動に更なる追い打ちをかけ、受益農家は、現在この上ない苦境に立たされている現況にあります。

このような中、現在当該地域は次のような状況に直面しております。

- 1 農業収入のみでは償還金が支払えないことから、農外収入、年金等で償還を行っている。
- 2 農業後継者の不足による農地需要の減少から、農地を償還金の代替えとする物納が認められない。
- 3 農地に係る償還金の支払が困難なため、後継者による農地の相続放棄が増えてきている。
- 4 耕作放棄地や遊休農地が年々増加の一途をたどり、農地が荒廃している。

この状態が続けば、当該地域の農業生産活動が減退の一途をたどることはもちろん、生活そのものが成り立たない状況に陥ることも考えられ、受益農家が更なる苦境に立たされるであろう現実に直面するとともに、当該地域の将来を危惧している現状であります。

以上の趣旨を踏まえ、下記の項目についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

## 記

### 【請願の項目】

- 1 受益農家の償還金の免除又は軽減及び支払期間の猶予措置を実施すること。
- 2 高額の償還金を支払っている受益農家に対しては、早急な対策を講じること。

## 国営母畑地区総合農地開発事業償還金に関する意見書（案）

国営母畑地区総合農地開発事業は、昭和42年事業に着手し、平成9年に工事の完成を見たところであります。

この30余年という長きにわたる工期は、受益農家の事業参加意欲の減退をもたらすとともに、農業従事者の高齢化を招き、工事完成後の農業生産活動に大きな支障をきたしております。

また、本事業の受益面積は、昭和51年度の第1回計画変更、その後の第2回の計画変更においても大幅な変更が行われております。

特に、第1回の計画変更は、国の米の需給見通しの誤り、米政策の転換による開田抑制に起因するもの、第2回の計画変更は、工期の大幅な遅れが大きな要因であると言われております。受益面積の変更と開田抑制に伴う作付け対象作物に係る事業計画の変更は、その大部分が国の責任によるものであり、これらが、受益農家の営農計画及び収支計画に大きな影響を与えたことは否めない事実であります。

工期が大幅に延長となったことから、その間の社会経済情勢の変化に伴い、当地域の開田抑制後の畑作の中心として期待された養蚕、葉たばこ生産が衰退し、農業収入は大幅な減収となりました。それに加え、就業構造の変化、農産物価格の下落、農業後継者不足等の影響を受け、当初の計画通りの営農計画及び収支計画に基づく償還が難しくなっております。

また、近年実施されているほ場整備事業は、国が示す様々な事業に取り組むことにより、受益者負担が抑制される措置がとられ、実質的な受益者負担が大幅に軽減されることから、それらの事業と比較した場合の不公平感も大きくなってきております。

さらには、一昨年は、東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われるとともに、東京電力第一原子力発電所の事故による放射能汚染に起因する農産物の風評被害が当地域の農業生産活動に更なる追い打ちをかけ、受益農家は、現在この上ない苦境に立たされている現況にあります。

このような中、現在当該地域は次のような状況に直面しております。

- 1 農業収入のみでは償還金が支払えないことから、農外収入、年金等で償還を行っている。
- 2 農業後継者の不足による農地需要の減少から、農地を償還金の代替えとする物納が認められない。
- 3 農地に係る償還金の支払が困難なため、後継者による農地の相続放棄が増えてきている。

4 耕作放棄地や遊休農地が年々増加の一途をたどり、農地が荒廃している。

この状態が続けば、当該地域の農業生産活動が減退の一途をたどることはもちろん、生活そのものが成り立たない状況に陥ることも考えられ、受益農家が更なる苦境に立たされるであろう現実に直面するとともに、当該地域の将来を危惧している現状であります。

以上の趣旨を踏まえ、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

- 1 受益農家の償還金の免除又は軽減及び支払期間の猶予措置を実施すること。
- 2 高額の償還金を支払っている受益農家に対しては、早急な対策を講じること。

平成26年 月 日

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄



# 請願書

2014年 2月20日

須賀川市議会  
議長 市村喜雄 殿

請願者  
住所 須賀川市 [REDACTED]  
氏名 日本労働組合総連合会  
福島県連合会須賀川地区連合会  
議長 鈴木一重

紹介議員

水野敏夫



## 不安定雇用の是正を求める意見書提出の請願について

日本経済は、株価上昇や円高是正が進んだことにより、景気の回復局面にあります。原材料を輸入に頼らざるを得ない業種や地域経済は、回復感が感じられず、むしろ厳しい状況が続いています。とくに、貧困の拡大と固定化は、社会問題化しています。

雇用者に占める非正規労働者の比率は、依然として増加傾向にあり雇用労働者数の38.2% (2,043万人) が不安定雇用の状況にあり、年収200万以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる方が1,100万人に迫ろうとしています。

こうしたなか、厚生労働省は過酷な働き方などで若者らを使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」対策として情報を基に選んだ全国5,111企業・事業所の監督結果を発表しました。それによると、全体の82%に当たる4,189企業・事業所で長時間労働や残業代不払いなどの法令違反があり、違法な過重労働を強いる事業所のまん延状態が浮き彫りとなりました。また、福島県内でも63企業・事業所のうち82.5%に当たる52企業・事業所で全国同様の法令違反が明らかにされています。

現在、行われている産業競争力会議や規制改革会議等の場で議論されている解雇規制や労働時間規制、限定正社員の雇用ルールのあり方について危惧するところでもあります。

例えば「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになり、「限定正社員」が制度化されて見かけ正社員づくりが行われれば、工場や営業所等の閉鎖に伴って簡単に解雇され失職してしまう懸念があります。

したがって、これ以上働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招いてしまえば、益々労働力という人的財産を失い、まちづくりの視点からも地域も含めさらに衰退する可能性があります。

よって国会および政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

### 記

1. 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働者派遣法」の大幅な緩和など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 求人票に離職率を明記させることなど、所謂「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
3. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇用を創出すること。

以上



## 不安定雇用の是正を求める意見書（案）

日本経済は、株価上昇や円高是正が進んだことにより、景気の回復局面にありますが、原材料を輸入に頼らざるを得ない業種や地域経済は、回復感が感じられず、むしろ厳しい状況が続いています。とくに、貧困の拡大と固定化は、社会問題化しています。

雇用者に占める非正規労働者の比率は、依然として増加傾向にあり雇用労働者数の38.2%（2,043万人）が不安定雇用の状況にあり、年収200万以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる方が1,100万人に迫ろうとしています。

こうしたなか、厚生労働省は過酷な働き方で若者らを使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」対策として情報を基に選んだ全国5,111企業・事業所の監督結果を発表しました。それによると、全体の82%に当たる4,189企業・事業所で長時間労働や残業代不払いなどの法令違反があり、違法な過重労働を強いる事業所のまん延状態が浮き彫りとなりました。また、福島県内でも63企業・事業所のうち82.5%に当たる52企業・事業所で全国同様の法令違反が明らかにされています。

現在、行われている産業競争力会議や規制改革会議等の場で議論されている解雇規制や労働時間規制、限定正社員の雇用ルールのある方について危惧するところでもあります。

例えば「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになり、「限定正社員」が制度化されて見かけ正社員づくりが行われれば、工場や営業所等の閉鎖に伴って簡単に解雇され失職してしまう懸念があります。

したがって、これ以上働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招いてしまえば、益々労働力という人的財産を失い、まちづくりの視点からも地域も含めさらに衰退する可能性があります。

よって国会および政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

### 記

1. 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働者派遣法」の大幅な緩和など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 求人票に離職率を明記させることなど、所謂「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
3. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇用を創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2014年 3月 日  
須賀川市議会  
議長 市村喜雄

衆議院議長 伊吹 文明 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿  
経済再生担当大臣 甘利 明 殿  
内閣府特命担当大臣 稲田 朋美 殿  
(規制改革)

1. 不安定雇用の是正を求める意見書提出先

提出先	氏名	住所	
衆議院 議長	伊吹 文明 殿	〒100-0014 東京都千代田区永田 1-7-1	衆議院
参議院 議長	山崎 正昭 殿	〒100-0014 東京都千代田区永田 1-7-1	参議院
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	田村 憲久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館	厚生労働省
経済再生担当大臣	甘利 明 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	稲田 明美 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府

# 請 願 書

2014年2月20日

須賀川市議会  
議 長 市村 喜雄 殿

住 所 福島県須賀川市 [REDACTED]  
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会  
須賀川地区連合会  
議 長 鈴木 重、一  
紹介議員

水野敏夫



## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、本年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で675円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの6年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。



- (1) 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年には、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引き上げが必要不可欠である。また、本年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事である。

現在の福島県最低賃金は、時間額で675円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は2007年からの6年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

福島県労働局長

須賀川市議会  
議長 市村喜雄

県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（時間額）

	福島県 (A)	全国 (B)	格差 (B-A)	A/B×100
1993年	534円	583円	49円	91.59%
1994年	546円	597円	51円	91.45%
1995年	558円	611円	53円	91.32%
1996年	571円	623円	52円	91.65%
1997年	584円	637円	53円	91.67%
1998年	595円	649円	54円	91.67%
1999年	600円	654円	54円	91.74%
2000年	606円	659円	53円	91.95%
2001年	610円	663円	53円	92.00%
2002年	610円	663円	53円	92.00%
2003年	610円	664円	54円	91.86%
2004年	611円	665円	54円	91.87%
2005年	614円	668円	54円	91.92%
2006年	618円	673円	55円	91.83%
2007年	629円	687円	58円	91.56%
2008年	641円	703円	62円	91.18%
2009年	644円	713円	69円	91.32%
2010年	657円	730円	73円	90.00%
2011年	658円	737円	79円	89.28%
2012年	664円	749円	85円	88.65%
2013年	675円	764円	89円	88.35%

1. 福島県最低賃金の引き上げと早期発効について

提出先	氏名	住所	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	田村 憲久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	厚生労働省
福島県労働局長	河合 智則 殿	〒960-8021 福島市霞町 1 - 4 6 福島合同庁舎 5 階	福島労働局